

令和6年度「自殺予防週間」について

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）において、9月10日から9月16日は「自殺予防週間」と位置づけられています。

また、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

今年度も、自殺予防週間にあわせて、自殺対策の啓発事業等に協力・賛同していただける団体（協賛団体）と一体となって集中的に啓発事業及び支援策を実施します。

つきましては、貴団体におかれましても、本年度の自殺対策強化月間広報ポスター（別添1）、各種相談窓口（別添2）について、周知をお願いいたします。

また、自殺対策は一人一人の問題意識が非常に重要であるため、貴団体の会員企業の職員の皆様にも、本週間と自殺対策関係の相談窓口について周知がなされるよう、お取り計らいのほどよろしくをお願いいたします。

※厚生労働省プレスリリース

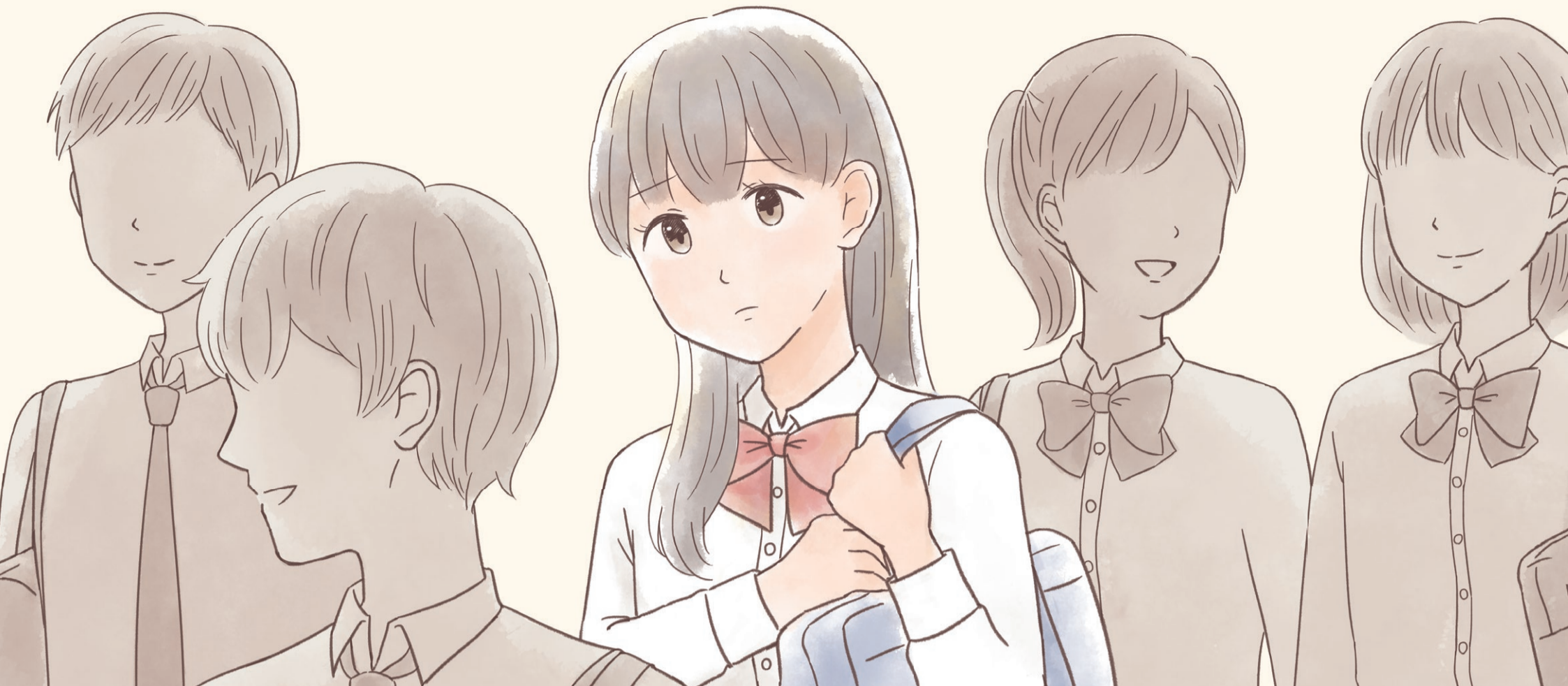
「9月10日から9月16日は「自殺予防週間」です～関係府省庁等と連携し、さまざまな取組を実施します～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/r6_jisatsuyoboushukan.html

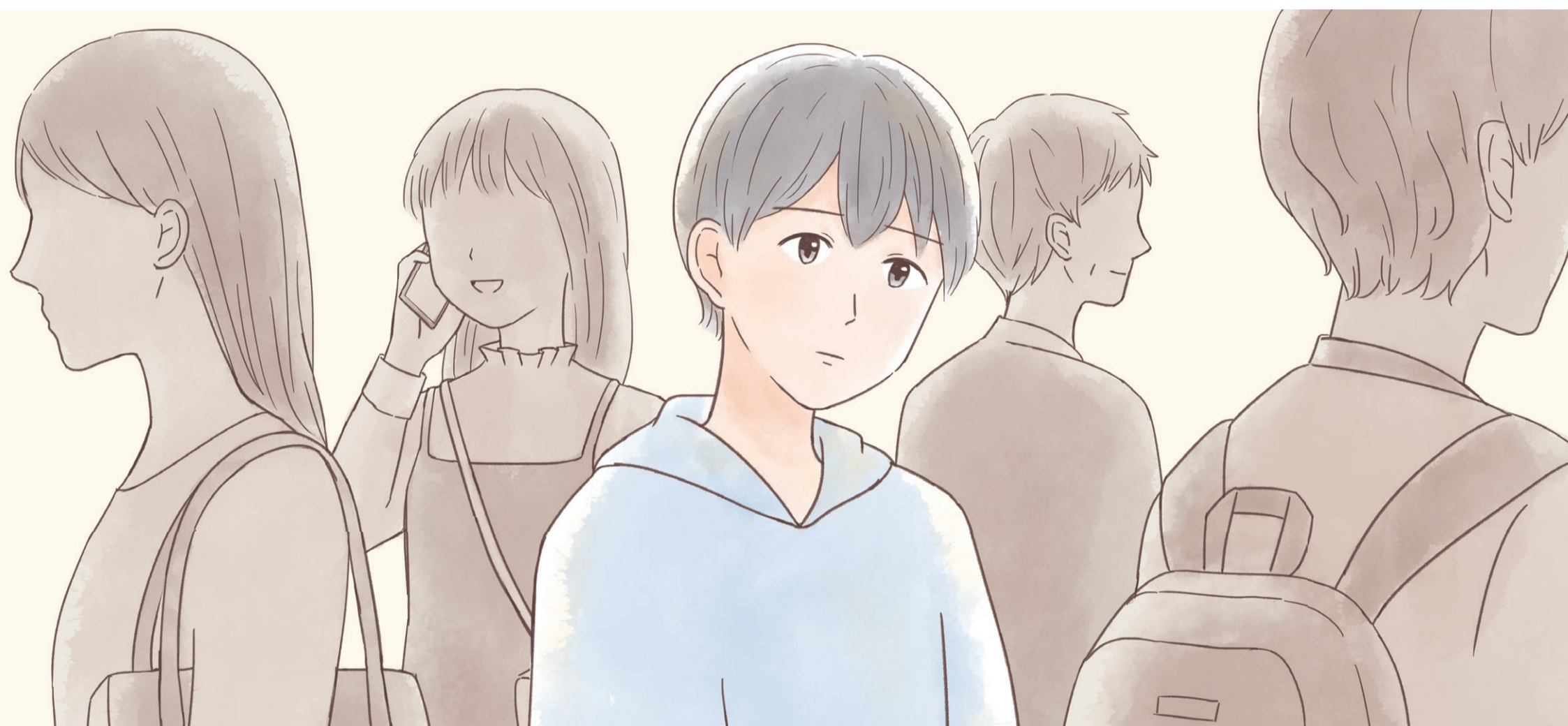
※大臣メッセージ

（厚生労働大臣、文部科学大臣、こども政策担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣連名）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/r6_shukan_message.html



ひとりで悩んでいるあなたへ。
知らせてほしい、心のSOS。



心がもやもやしたり、ざわついたら、電話やSNSで気軽に相談できます。

相談窓口はこちら



まもろうよこころ

検索



いのち
支える



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

9月10日～16日は自殺予防週間です。

各種相談窓口について

1. 自殺対策関係の相談窓口（一例）

○「こころの健康相談統一ダイヤル」

電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康電話相談」等の公的な相談機関に接続します。

0570-064-556 おこなおう まもろうよ こころ（ナビダイヤル）

NTT コミュニケーションズが定める通話料がかかります。電話会社の通話料割引サービスや、携帯電話の料金定額プランの無料通信は適用されませんのでご注意ください。

相談対応の曜日・時間は都道府県によって異なります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/kokoro_dial.html

050 で始まる IP 電話や LINE Out からは接続できませんので、各都道府県・政令指定都市の窓口（IP 電話対応）の電話番号におかけください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/kokoro_dial_ip.html

2. 中小企業者の経営上の相談窓口（一例）

○「経営安定特別相談事業」（主要商工会議所、商工会連合会）【資料1】

全国主要商工会議所、各都道府県の商工会連合会に設置されている「経営安定特別相談室」では、経営難に直面している中小企業者の方に対して経営立て直しのための無料相談を行っています。

○「中小企業電話相談ナビダイヤル」（中小企業庁）【資料2】

全国どこからでも一つの電話番号（0570-064-350）で最寄りの経済産業局につながり、どこに相談したらよいか困っている方から幅広く相談を受け付けます。

※受付時間： 平日 9：00～17：00（通話料がかかります。）

『経営に関する相談を無料でしたい』

経営安定特別相談事業

連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業の方は、経営立て直しのための相談を無料で受けることができます。

対象となる方

- ・さまざまな理由により経営に不安のある方や、経営難を打開し、その立て直しを図りたい方
- ・民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方

支援内容

全国の主要な商工会議所または都道府県商工会連合会に設けられている「経営安定特別相談室」(以下、相談室)で相談に応じています。

相談室では、経済や中小企業の実情に詳しい中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家が下の(1)から(5)にあるような相談に応じ、問題の解決を支援します。

※ 相談にあたって、企業名や相談内容が外部に漏れることはありません。

- (1) 経営・財務内容の把握と分析
- (2) 手形処理、事業転換などの指導
- (3) 債権者などの関係者への協力要請
- (4) 受注あっせん
- (5) 民事再生法など倒産関係法律の手続きに関する助言等

ご利用方法

この相談を受けるための費用は無料です。経営難などの問題が深刻化する前の来室をお薦めします。

お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

- ・[主要商工会議所](#)
- ・[各都道府県商工会連合会](#)

中小企業の皆さんへ、ご活用下さい!



中小企業庁

1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談ができる

中小企業電話相談 ナビダイヤル 0570-064-350

受付時間:平日9:00~17:00

ナビダイヤルは、一定の通話料がかかります

最寄りの経済産業局 中小企業課
につながります。



相談内容が具体的な融資や保証に関する場合は、以下の
公的金融機関でも受け付けます。

融資 について

株式会社日本政策金融公庫 平日 …… 0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 平日 …… 0120-981-827

株式会社商工組合中央金庫

最寄りの営業店にご相談ください
または0120-542-711
<http://www.shokochukin.co.jp/>

保証 について

最寄りの保証協会にご相談ください

<https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

最新の中小企業施策については、「ミラサポplus」、「e-中小企業ネットマガジン」
でも配信しています。(詳しくは裏面参照)



ご利用下さい!

中小企業電話相談ナビダイヤル

どこに相談したらいいのかお悩みではありませんか?



- 新商品を開発するための支援制度を教えてください
- ネットを活用した販路展開をしたい

…など、様々な課題があり、
どこに相談したらよいかわからない…

お近くの経済産業局 中小企業課の担当者が
お悩みの皆さんにお答えします!!

経済産業局 中小企業課で、中小企業施策に詳しい職員が
皆さんの悩みを伺い、具体的なアドバイスや
専門の相談を行う窓口をご案内いたします。

※経済産業局は、経済産業省が各ブロックごとに
設置している出先機関です。



 **0570-064-350** 受付時間 平日 9:00~17:00

最新の中小企業施策や各種支援策などは、以下でも入手できます。

ミラサポ 中小企業向け補助金・総合支援サイト
plus 「ミラサポplus」

最新情報の配信に加え、
自分に合った制度や条件検索も。

ミラサポplus

検索



 メルマガ
「e-中小企業ネットマガジン」

毎週(水)に中小企業支援施策や
関連情報を配信。

e-中小企業ネットマガジン

検索

